

静岡県公立大学法人職員の自己啓発等休業に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日 規程第 170 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日、令和 5 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第 36 条の 2 第 2 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員をいう。

(1) 期間を定めて雇用された職員(静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程が適用される教員を除く。)

(2) 非常勤の職員

2 この規程において「大学等における修学」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。)の課程(同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修することをいう。

3 この規程において「国際貢献活動」とは、次の各号に定めるものに参加することをいう。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 4 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると理事長が認めるもの

(自己啓発等休業の承認)

第 3 条 理事長は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、業務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 4 条 大学等における修学のための休業にあっては 2 年(大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合として学校教育法第 97 条に規定する大学院の課程(同法第 104 条の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が 2 年を超え、3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は、3 年)、国際貢献活動のための休業にあっては 3 年を超えない範囲内の期間とする。

(承認の申請)

第 5 条 自己啓発等休業の承認の申請は、様式第 1 号の自己啓発等休業承認申請書により、所属する部局等の長及び学長を通じて理事長へ、自己啓発等休業を始めようとする日の 1 か月前までに
行うものとする。

2 前項の申請は自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

3 第 1 項の自己啓発等休業承認申請書を受けた部局等の長及び学長は、業務運営の支障の有無、当該申請をした職員の勤務成績、当該申請に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、理事長に上申するものとする。

4 理事長、学長又は所属する部局等の長は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(期間の延長)

第 6 条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓

発等休業をしようとする期間が第4条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、所属する部局等の長及び学長を通じて理事長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、理事長が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業中の身分等)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 自己啓発等休業をしている職員は、その承認を受けた時に占めていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。ただし、併任に係る職については、この限りでない。

4 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(承認の失効等)

第8条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 理事長は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他次の各号に定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずること。

3 前項に定めるもののほか、理事長が自己啓発等休業の承認を取り消す事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(辞令書の交付)

第9条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令書を交付しなければならない。

(1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合

(2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

(3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(報告等)

第10条 自己啓発等休業をしている職員は、理事長、学長又は所属する部局等の長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等における修学又は国際貢献活動の状況について、様式第2号の大学等における修学(国際貢献活動)状況変更届により、報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 第5条第4項の規定は、前項の報告に準用する。

3 理事長、学長又は所属する部局等の長は、自己啓発等休業をしている職員から第1項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰)

第11条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第 12 条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を、大学等における修学又は国際貢献活動が職員としての職務に特に有用であると認められる場合にあっては 100 分の 100 以下、それ以外の場合にあっては 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（静岡県公立大学法人職員の給与に関する細則第 14 条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当規程の特例)

第 13 条 静岡県公立大学法人職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第 9 条の 4 第 1 項及び第 10 条第 4 項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当規程第 9 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当規程第 10 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数」とあるのは、「その月数（職員就業規則第 36 条の 2 に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の静岡県公立大学法人職員の自己啓発等休業に関する規程で定める要件に該当する場合については、その月数の 2 分の 1 に相当する月数）」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される退職手当規程第 10 条第 4 項に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても業務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして理事長が認めたものであること。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として職員就業規則第 39 条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当規程第 10 条第 5 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が 5 年に達するまでの期間中に退職したのではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は静岡県公立大学法人の業務上の傷病若しくは死亡により退職した場合

イ 職員就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により定年退職した場合（職員就業規則第 21 条第 2 項の定年を超えて勤務させ、退職した場合を含む。）

4 前項第 3 号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 職員就業規則第 15 条第 1 項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は静岡県公立大学法人の業務上の傷病により職員就業規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

(2) 職員就業規則第 39 条の規定による停職の期間

(3) 職員就業規則第 35 条の規定による育児休業をした期間

(4) 自己啓発等休業をした期間

(5) 職員就業規則第 36 条の 3 に規定する配偶者同行休業をした期間

(6) 前各号の期間に準ずる期間

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

自己啓発等休業承認申請書

静岡県公立大学法人理事長 様		申請年月日 年 月 日		
下記のとおりに自己啓発等休業期間の延長を申請します。		申請者 所属	職名	
		職員番号	氏名	
1 申請の区分	自己啓発等休業(2及び3に記入) 期間の延長(2及び4に記入)			
2 自己啓発等休業の内容	大学等における修学	大学等の名称(所在地)	()	
		課程(履修年限)	()	
		履修期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織		
		活動国・地域	活動分野	
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで
活動国滞在			年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考				

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等における修学又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「履修期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入する。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入する。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他理事長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 6 該当する にはレ印を記入すること。

年 月 日届出

静岡県公立大学法人理事長 様

届出者 所属名
職名
職員番号
氏名

大学等における修学(国際貢献活動)状況変更届

次のとおり自己啓発等休業に係る大学等における修学(国際貢献活動)状況等について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた。

在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席している。

参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない。

大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 届出の事由が生じた事情等

3 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する にはレ印を記入すること。